

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	【規則】	生活衛生課			
○ 旅館業法施行細則の一部を改正する規則		〃			
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則		畜産課			
(以上県例規集登載)					
【告示】					
○ 指定障害児通所支援事業者の指定		指導監査室			
【公告】					
○ 随意契約の相手方の決定		税務課			
○ 土地改良区役員の退任届		耕地課			
○ 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞		水産課			
○ 公共測量の実施		監理課			
〃		〃			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課			
○ 道路の位置の指定		〃			

◎岡山県規則第七十号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三生活衛生課の部10の項2中「~~第3条第3項~~」の次に「~~第3条第4項~~」を加える。

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

◎岡山県規則第七十一号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（令和五年岡山県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「省令第二条」を「省令第一条の三、第二条」に改める。

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

◎岡山県規則第七十二号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年十月六日

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。
別表第三畜産課の部15の項1に次のように加える。

岡山県知事 伊原木 隆 太

(11) 岡山県登録飼養衛生管理者の登録及び豚熱ワクチン接種実施要領（令和5年6月1日畜第234号。以下この項において「登録管理者要領」という。）の施行に関すること。									
ア 研修会の修了証の交付及び再交付（登録管理者要領第5の3，第6の5）						○			
イ 認定農場の認定，変更の認定及び認定の取消し（登録管理者要領第6の2，第6の4，第7）						○			
ウ 登録飼養衛生管理者の登録及び登録の変更（登録管理者要領第6の3，第6の5）						○			
エ 登録飼養衛生管理者の登録名簿からの除外及び抹消（登録管理者要領第8，第9の2）						○			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。
令和五年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こあきつずばるむ

2 所在地

苫田郡鏡野町円宗寺一〇〇〇―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社C o l l e c t i o n

2 主たる事務所の所在地

苫田郡鏡野町円宗寺一〇〇〇―四

三 指定年月日

令和五年十月一日

四 事業所番号

三三五三五〇〇〇四八

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

〔五〇四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和五年十月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
法人二税の税制改正に伴うシステム改修業務
- 二 契約期間
令和五年九月二十九日から令和六年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山県北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和五年九月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
五三、七五一、五〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、八八六、五〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔五〇五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があった。

令和五年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

星田池土地改良区

二 退任役員

住 所

退任役員

氏 名

植田 明暉

小田郡矢掛町東川面一五三六

理事監
事の別
理事

〔五〇六〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十六条第
二項の規定による聴聞を行う。

令和五年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市亀島二丁目八番二四号

浅野 博雄

岡山県倉敷市玉島黒崎四五一番地

岡部 忠誠

岡山県倉敷市玉島黒崎三四一二番地

金澤 繁美

香川県高松市浜ノ町二一番四号

糸谷 紀憲

二 期日

令和五年十月二十四日午前十時から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

〔五〇七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	赤磐市福田地内
測量の種類	公共測量（路線測量）
測量期間	令和五年九月二十八日から 同年十一月三十日まで

〔五〇八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡久米南町中 郷地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和五年九月二十一日から 同年十二月二十八日まで	測 量 期 間

〔五〇九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第四〇七一号 令和五年九月二十 一日	浅口市金光町占見新田一三三八番 一、一三三八番三、一三三八番四、 一三三八番一地先道路	六・〇二	一一八・九 二

〔五一〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤磐市穂崎字福吉一五八一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名
岡山市東区瀬戸町万富三八三―四ラネージュⅢ二〇一

青井 紀大

三 許可年月日及び許可番号

令和五年七月三十一日岡山県指令建指第一四二号